

有給取得率が54%から84%に上がった施策とは！

～有給休暇の義務化はこれで解決～

ヘルスケアサービス、医療系人材サービスを行う株式会社グッピーズ(東京都新宿区・代表 肥田義光)は、有給休暇取得率を向上させるための新たな取り組みを行った結果、有給休暇取得率を54.34%から83.73%に向上させることに成功しました。今回は当社で行った、会社にも従業員にもメリットがある、有給休暇取得率を向上させる施策をご紹介します。

日本において有給休暇取得率は50%弱で、世界的にみても取得しづらい状況です。政府は「第4次男女共同参画基本計画」で、2020年までに有給休暇取得率を70%にするという目標を掲げています。また、働き方改革関連法において、「年10日以上有給休暇がある従業員について、5日以上は有給休暇を取得させること」が義務付けられました。改正された労働基準法に基づく新しい有給休暇の制度は来年4月1日から適用されます。違反した場合は、30万円以下の罰金が課されます。

当社でも以前から有給休暇の取得率は50%程度で、取得率を上げることが課題でした。有給休暇取得率を80%以上にするためにはどうしたらよいか従業員と一緒に考え、新たなルールを策定し実施した結果、有給休暇取得率を大幅に上げることに成功しました。

<有給休暇取得の新たなルール>

- ・勤続3年目以上の従業員は、3ヶ月に1回計画的に4連休を取得すること
- ・勤続2年目以上の従業員は、半年に1回計画的に4連休を取得すること
- ・勤続1年未満の従業員は、年に1回計画的に4連休を取得すること
- ・有給休暇取得の時期はチーム内で調整すること
- ・4連休以上の連続休暇を取得しても構わないこと

<このルールを作った経緯>

有給休暇取得率を上げるため、当初は3ヶ月1回3連休(土日を含む)を取得できるルールを考えました。しかし従業員から、「3連休は祝日があるときには取れるのであまりうれしくない、それより4連休にしてほしい」という意見がありました。そこで、金曜日にある全社会議を木曜日に変更し、金・土・日・月の4連休を取れるルールとしました。

<会社のメリット>

- ・有給休暇消化率が向上し、採用活動にもイメージアップ
- ・従業員が旅行に行く機会が増え、その経験が仕事にフィードバックされる
- ・年度末に残った有給休暇を駆け込みで消化することがなくなった

<従業員のメリット>

- ・ルールがあることで、会社や他の従業員に遠慮なく連休が取れる
- ・4連休を取得できることで、国内旅行だけでなく海外旅行にも行ける
- ・義務的な消化ではなく、旅行や自身の予定に合わせて計画的に有給休暇を取れる

2014年11月からこのルールを開始しましたが、現在100%このルールが運用されております。また、高い有給休暇取得率が評価され、東洋経済ONLINEにて、「成長力があって居心地も良い中小企業」ランキングで9位に選んでいただきました。

来年から有給休暇が義務化されますが、今回の事例紹介を少しでも参考にしていただけましたら幸いです。

当社では、働き方改革、健康経営を積極的に実践し、今後も従業員が働きやすい環境を作ることで、生産性を高める努力を続けてまいります。

■株式会社グッピーズ 概要

法人名 株式会社グッピーズ GUPPY's Inc.

代表 代表取締役 肥田 義光

本社 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル13F

資本金 3000万円

設立 2000年9月

URL <http://www.guppy.co.jp>

業務内容・健康管理アプリ「グッピー ヘルスケア」の運営

・求人情報サイト「グッピー求人」の運営

・インターネットコンテンツの企画・制作

■本件に関するお問い合わせ先

株式会社グッピーズ

アカウントティングチーム

Tel/03-5908-3880

Fax/03-5908-3881

e-mail: service@guppy.co.jp